

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務(成人)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊佐市は、予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

伊佐市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務(成人)
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種対象者の選定 ② 予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤ 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑥ 予防接種の接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
・予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康かるてシステム等へのアクセスが可能な職員は年度ごとに名簿を作成するとともに、静脈認証、ID及びパスワードによる認証を行うこととなっており、アクセス権限が適切に管理されている。また、個人情報データの持出しについても管理簿を作成することでアクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月25日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の93の2項	番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2項	事後	
令和3年6月25日	I-4-② 法令上の根拠	1 番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び第二<情報提供の根拠> 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(115の2の項) <情報照会の根拠> 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(115の2の項)	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び第二<情報提供の根拠> 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項、115の2の項) <情報照会の根拠> 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項)	事後	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和3年8月4日	I-1-② 事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種対象者の選定 ② 予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤ 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種対象者の選定 ② 予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 転入者・予診票紛失者等への予診票発行 ⑤ 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑥ 予防接種の接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	
令和3年8月4日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第67条の2	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表第一省令第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和3年12月13日	I-3 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)		
令和3年12月13日	I-4 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二	・番号法第19条第9号(特定個人情報の制限)及び別表第二		
令和3年12月24日	I-4-② 法令上の根拠	1 番号法第19条第9号(特定個人情報の制限)及び第二<情報提供の根拠> 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項、115の2の項) <情報照会の根拠> 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項)	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び第二<情報提供の根拠> 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項、115の2の項) <情報照会の根拠> 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項)	事後	
令和4年6月8日	I-5-① 部署	市民課	保健課	事後	
令和4年6月8日	I-7 請求先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	事後	
令和4年6月8日	I-8 連絡先	市民課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	保健課 鹿児島県伊佐市大口里1888番地 電話 0995-23-1311	事後	
令和4年6月8日	I-1-① 事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月8日	I-1-② 事務の概要	新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の規定に基づき、予防接種の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種対象者の選定 ② 予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 転入者・予防接種紛失者等への予防接種発行 ⑤ 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑥ 予防接種の接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	予防接種法の規定に基づき、予防接種の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 予防接種対象者の選定 ② 予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③ 照会申請による予防接種履歴の照会 ④ 転入者・予防接種紛失者等への予防接種発行 ⑤ 定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑥ 予防接種の接種者からの申請に基づく、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	
令和4年6月8日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項、93の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和4年6月8日	I-4-② 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び第二〈情報提供の根拠〉 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項、115の2の項) 〈情報照会の根拠〉 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項)	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二〈情報提供の根拠〉 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項) 〈情報照会の根拠〉 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項、17の項、18の項、19の項)	事後	
令和7年8月29日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法別表14の項	事後	
令和7年8月29日	I-4-② 法令上の根拠	1 番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二〈情報提供の根拠〉 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項) 〈情報照会の根拠〉 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定められるもの」が含まれる項(16の2の項、16の3の項、17の項、18の項、19の項)	〈情報提供の根拠〉 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項 〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項	事後	
令和7年8月29日	II-1 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	II-2 いつの時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和7年5月31日 時点	事後	
令和7年8月29日	評価書名	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	予防接種に関する事務(成人)	事後	
令和7年8月29日	I-1-① 事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	予防接種に関する事務(成人)	事後	
令和7年8月29日	I-1-① システムの名称	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー) ・ワクチン接種記録システム(VRS)	・地域健康支援システム(健康かるて) ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー)	事後	
令和7年8月29日	IV リスク対策		2項目の追加 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策	事後	